

香川県広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年11月12日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

香川県広域水道企業団企業管理規程第10号

香川県広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

香川県広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前				
<p>(特別な場合における料金の算定) 第32条 略</p> <table border="1" data-bbox="181 783 1084 1091"><tr><td data-bbox="181 783 1084 823">略</td></tr><tr><td data-bbox="181 825 1084 1091">備考 1・2 略 3 旧高松市水道事業の給水区域、旧丸亀市水道事業の給水区域、旧坂出市水道事業の給水区域、旧善通寺市水道事業の給水区域、旧観音寺市水道事業の給水区域、旧さぬき市水道事業の給水区域、<u>旧東かがわ市水道事業の給水区域及び旧宇多津町水道事業の給水区域</u>においては、「超過料金」とあるのは、「従量料金」とする。</td></tr></table> <p>2・3 略</p>	略	備考 1・2 略 3 旧高松市水道事業の給水区域、旧丸亀市水道事業の給水区域、旧坂出市水道事業の給水区域、旧善通寺市水道事業の給水区域、旧観音寺市水道事業の給水区域、旧さぬき市水道事業の給水区域、 <u>旧東かがわ市水道事業の給水区域及び旧宇多津町水道事業の給水区域</u> においては、「超過料金」とあるのは、「従量料金」とする。	<p>(特別な場合における料金の算定) 第32条 条例第30条第1項の規定により計量を行う日（以下この項において「計量定例日」という。）の翌日から次の計量定例日までの間（以下この項及び次条において「計量期間」という。）（同日を除く。）に水道の使用を開始し、若しくはやめたとき、又は条例第38条の規定により給水を停止されたときの当該計量期間に係る料金についての条例別表1から別表17まで（会場用の用途に係る部分を除く。以下この項において「料金表」という。）の規定の適用については、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1171 783 2074 1091"><tr><td data-bbox="1171 783 2074 823">略</td></tr><tr><td data-bbox="1171 825 2074 1091">備考 1・2 略 3 旧高松市水道事業の給水区域、旧丸亀市水道事業の給水区域、旧坂出市水道事業の給水区域、旧善通寺市水道事業の給水区域、旧観音寺市水道事業の給水区域、旧さぬき市水道事業の給水区域及び旧宇多津町水道事業の給水区域においては、「超過料金」とあるのは、「従量料金」とする。</td></tr></table> <p>2・3 略</p>	略	備考 1・2 略 3 旧高松市水道事業の給水区域、旧丸亀市水道事業の給水区域、旧坂出市水道事業の給水区域、旧善通寺市水道事業の給水区域、旧観音寺市水道事業の給水区域、旧さぬき市水道事業の給水区域及び旧宇多津町水道事業の給水区域においては、「超過料金」とあるのは、「従量料金」とする。
略					
備考 1・2 略 3 旧高松市水道事業の給水区域、旧丸亀市水道事業の給水区域、旧坂出市水道事業の給水区域、旧善通寺市水道事業の給水区域、旧観音寺市水道事業の給水区域、旧さぬき市水道事業の給水区域、 <u>旧東かがわ市水道事業の給水区域及び旧宇多津町水道事業の給水区域</u> においては、「超過料金」とあるのは、「従量料金」とする。					
略					
備考 1・2 略 3 旧高松市水道事業の給水区域、旧丸亀市水道事業の給水区域、旧坂出市水道事業の給水区域、旧善通寺市水道事業の給水区域、旧観音寺市水道事業の給水区域、旧さぬき市水道事業の給水区域及び旧宇多津町水道事業の給水区域においては、「超過料金」とあるのは、「従量料金」とする。					

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。